

令和7年1月31日 久留米市企業局物品発注表

※令和7年度分の単価契約に当たり、「工業用薬品」の名簿登載者を主な資格とした入札です。詳細は「参加条件」参照のこと

入札番号	単価入札20-7 【郵便入札案件】
品名	液体カセイソーダ
規格	仕様書のとおり（仕様書は契約課ホームページに掲載）
年間予定数量	90,000kg
履行場所	指定場所（仕様書に記載）
納期	指定日（仕様書に記載）
予定価格	非公開
最低制限価格	無
説明日時及び参集場所	無
質問書受付期間及び受付場所	<p>(1) 質疑の受付方法 指定様式『質問書』をファックスにて受け付け（様式は市ホームページからダウンロードしてください）</p> <p>(2) 質疑の受付期間 令和7年1月31日（金）から令和7年2月7日（金）午後5時15分まで</p> <p>(3) 質疑のファックス送信先 FAX 0942-30-9713 久留米市役所 総務部契約課</p> <p>(4) 質疑の回答について 質問者にファックスで回答。ただし、質問内容によっては、本市ホームページ上に掲載することもあるので、注意すること。</p>
開札日時及び場所	令和7年2月20日（木）15時10分 久留米市庁舎13階
入札保証金	久留米市契約事務規則第7条第3号の規定に基づき免除
契約保証金	必要（契約締結時に契約金額の10%以上を付すこと）
契約条項を示す場所	総務部契約課（久留米市庁舎13階）
支払条件	各回納品毎に支払
議会の議決	不要
参加条件	<p>この競争入札に参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる要件を満たしているものとする。</p> <p>(1) 久留米市物品供給業者有資格者名簿に、「工業用薬品」で登録があること。</p> <p>(2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。</p>
仕様書等の交付	仕様書等は、久留米市契約課ホームページからダウンロードすること。
入札書等の記載方法	<p>入札の方法等については、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>(1) 入札の方法は、単価入札とし、入札書記載金額は、仕様書に記載している一切の経費を含んだ総額であること。</p> <p>(2) 入札書の金額は算用数字を用い、金額の前に必ず「¥」を記入し、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する金額から消費税地方消費税に相当する金額を減じた額を入札書に記載すること。ただし、契約に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。</p> <p>(3) 入札書は指定する様式（様式第1号）を必ず使用し、代表者の住所及び氏名を記入し、登録印を</p>

	<p>押印すること。</p> <p>(4) 入札書等はボールペン（鉛筆やフリクションペンなど、消去可能な筆記具は不可）で記入すること。</p>
郵便入札の方法	<p>(1) 入札参加を希望する場合は、入札書（様式第1号）を、<u>長形3号サイズ</u>の封筒に封入すること。</p> <p>(2) (1)の封筒を一般書留又は簡易書留にて、締切日時までに指定場所へ郵送すること。</p> <p>締切日時：令和7年2月18日（火）（必着）</p> <p>指定場所：〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市役所総務部契約課</p> <p>(3) (1)の封筒には、表面に入札番号、品名及び入札書在中（赤字）と記入し、裏面に送付者名（商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号）を記入すること。</p>
入札の辞退	<p>入札書郵送後に辞退をする場合は、開札前までに久留米市総務部契約課に「入札辞退届」を提出すること。（様式は市のホームページからダウンロードしてください）</p>
入札の無効	<p>次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者が入札したとき。</p> <p>(2) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。</p> <p>(3) 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。</p> <p>(4) 入札書に記載された事項に誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないとき。</p> <p>(5) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。</p> <p>(6) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。</p> <p>(7) 法令又は入札に関する条件に違反したとき</p>
入札書の引換えの禁止	<p>入札者は、その提出した入札書の引換えをすることができない。ただし、郵便入札については、入札書の提出締切前であれば入札書の引換えを認める。</p>
1者入札の取扱い	<p>入札者が1者であった場合においてもその入札は有効とする。</p>
落札者の決定	<p>開札を行った結果は、次に掲げるとおり決定する。</p> <p>(1) 有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、その者が複数となった場合には、くじにより落札者を決定する。</p> <p>(2) 予定価格の制限の範囲内で入札した者がなく落札者がいない場合は、再度の郵便入札を行うことができるものとする。ただし、再度の入札で落札しない場合は入札不調とする。</p>
入札結果等の公表	<p>この入札の結果は、落札者の決定後に久留米市役所契約課において閲覧に供し、本市公式ホームページに掲載することとする。</p>
契約書の作成及び締結	<p>落札者は、交付された契約書案を熟読のうえ必要事項を記載、記名押印し、落札者決定の日の翌日から6日以内に、これを提出しなければならない。</p>
開札の立会い	<p>(1) 開札の立ち会いをしようとする者は、開札時間までに開札場所に参集すること。</p> <p>(2) 入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市の職員を立ち会わせる。</p>
その他	<p>(1) 入札参加者は、関係法令、この公告及び仕様書等に十分留意のうえ、入札すること。</p> <p>(2) 入札した者は、入札後、この公告及び仕様書等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。</p> <p>(3) その他必要事項は、地方自治法、久留米市契約事務規則及びその他関係法令の規定するところによる。</p>

【物品購入等に係る条件付き一般競争入札関係書類】

◆入札20-7 液体カセイソーダ

1. 入札書（様式第1号）

(注)

1. 「入札辞退届」「質問書」は市ホームページからダウンロードしてください。
【久留米市トップページ > 創業・産業・ビジネス > 入札契約情報 > 入札・見積情報
(物品) > 競争入札(見積り)等の様式一覧(物品)】
2. 申込者が使用する印鑑は、入札・契約に係る提出書類すべてに
同じものを使用してください。(契約課登録印を使用のこと。)

【連絡先】 久留米市役所総務部契約課（市役所13階）
物品チーム
TEL 0942-30-9172
FAX 0942-30-9713

単価入札20-7

(様式第1号)

<h2 style="margin: 0;">入 札 書</h2>										
久留米市企業管理者 石原 純治 様										
入札金額	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円		
内 訳	No	品 名	規 格	単 位	金 額					
	1	液体カセイソーダ	仕様書のとおり	1kg／あたり	/					
履行期間		令和7年4月1日から 令和8年3月31日			履行場所		指定場所			
久留米市契約事務規則及び仕様書その他関係書類を承諾のうえ、上記のとおり入札 します。										
令和7年2月20日										
所在地										
商号又は名称										
代表者										
印										

- (注)
1. 金額欄には、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた金額を記載してください。
 2. ペン又はボールペンで書いてください。
 3. 金額の数字はアラビア数字(1, 2, 3等)を用い、その頭部に¥を記入してください。
 4. 訂正箇所には訂正印がないときは無効となります。また、金額部分は訂正できませんので、再度作成し直してください。

単価契約仕様書

品名	規格	単位
液体カセイソーダ	品質規格は、次の規格に適合するものとする。 規格 1 最大注入率 100mg/L 以下において水道施設の技術的基準を定める省令第 1 条第 16 号別表第 1 (40 項目) に掲げる基準を満たすものとする。 規格 2 (JWWA K 122:2005 以上) 外観 無色又はわずかに着色した透明な液体 水酸化ナトリウム 45% 以上 塩化ナトリウム 1.5% 以下	1kg
1. 契約期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで	
2. 1 回あたり発注単位 (数量)	7,500 kg	
3. 年間発注予定回数	12 回	
4. 初回発注予定時期	4 月中旬	
5. 年間発注予定単位 (数量) (上記 2 × 3)	90,000 kg	
6. 納品場所	部課名：上下水道部 浄水管理センター 住所：久留米市山本町豊田 6 1 4 放光寺浄水場内 薬注棟	
7. 特記事項	納期の条件 発注にあたっては、原則納品の 3 日前迄に連絡する。納期の変更がある場合は、浄水管理センターと協議を行うこと。 納品の条件 ・発注数量は天候等により増減する。 ・タンクローリー車で薬注棟内貯槽に移送受け渡しとする。 ・初回納入前に、サンプル(500mL程度)と上記規格 1 の分析表、および適宜必要とする場合は上記規格 1 の分析表を提出する。 ・毎回納入時に、その都度工場出荷時の重量表及びサンプル(200mL程度)並びに上記規格 2 の分析表を提出する。 ・サンプルの容器は納入業者にて準備し、容器の返却は行わない。 ・サンプルが本市の検査により規格に適合しない場合、槽内全量を速やかにかつ水処理上支障のないように納入者の責任により取り替えるものとする。 ・災害時等には、本市の要求に対して、ライフラインである水道の事業継続に配慮し、薬品の優先的な供給に協力すること。 ・浄水処理上緊急に納入を依頼する場合があるので、納入者は緊急連絡先を提出するとともに、これに応じられる体制を整えておくこと。 ・納入時の漏洩、飛散等による汚染を防止するために最大の注意を払い、場内の衛生保持に努めること。 ・納入時、漏液等の事故が発生した場合、速やかに対処し、被害の拡大がないように処置すること。 ・納入の検収は、職員立会いのうえ、貯槽内の容量にて行う。 その他	
8. 発注課・担当者・連絡先	上下水道部 浄水管理センター (担当 齊藤) (TEL 43 - 5826)	